

第 18 章 疑わしい取引の届出制度

疑わしい取引の届出制度

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)の規定により、金融機関等は、顧客から收受した資金が犯罪収益又はテロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。届け出られた疑わしい取引に関する情報は、当庁総務企画局に設置された特定金融情報室に集約され、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供される(注)。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」(資料 18 - 1 参照)と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。また、特定金融情報室のような機関は、国際的には F I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれている。

(注)本制度の原形は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)により平成 4 年に創設された。同法の規定では薬物犯罪に係る疑いがある取引のみが届出の対象とされていたが、12 年 2 月の組織的犯罪処罰法の施行により、疑わしい取引の届出の対象は薬物犯罪に係る疑いのある取引だけでなく、200 を超える重大な犯罪に係る疑いのある取引に拡大されるとともに、当庁に日本版 F I U として特定金融情報室が創設された。

さらに、13 年 9 月 11 日のテロを受け、テロ資金の收受についても届出制度が拡充された。

届出と提供の状況

平成 17 年 1 月～12 月の 1 年間に、金融機関等から 98,935 件の疑わしい取引の届出を受理し、そのうち 66,812 件の届出に含まれる情報について捜査機関等へ提供を行った。

疑わしい取引の届出件数の推移(暦年ベース)

暦年 (1～12月)	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17
届出件数(件)	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768	95,315	98,935

(注)12 年 1 月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、同年 2 月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出の件数である。

業態別疑わしい取引の届出件数（17年）

区 分	件	%
銀行	85,248	86.17
信用金庫・信用組合	7,010	7.09
保険会社	19	0.02
証券会社	572	0.58
農林等	92	0.09
労働金庫	128	0.13
貸金	1,175	1.19
日本郵政公社	4,555	4.60
その他	136	0.13
合計	98,935	100.00

疑わしい取引の届出に関する施策

1．研修会の開催

平成17年10月から11月にかけて各財務局・支局等を会場として、銀行、信用金庫及び信用組合等の疑わしい取引届出責任者及びマネー・ローンダリング対策研修責任者を対象に、それぞれ疑わしい取引の具体的な事例、届出書に添付が必要となると思われる資料の範囲等について研修を行った。

2．タリバーン関係者と関連する疑いのある取引の届出要請

13年9月11日の米国における同時多発テロの発生を受けて、当庁は、外務省、財務省、経済産業省が国連安全保障理事会決議に基づき資産凍結措置を行っているタリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届出を行うよう金融機関等に対し要請を行っている。金融機関等への要請は、同年9月から計47回行っており、484の個人及び団体（削除された17個人・団体は含まず）をタリバーン関係者等として公表している（18年6月末現在）。

3．マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域に係る取引への注意喚起

FATFは、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域をリスト化して公表し、これらの国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう求めるとともに、同リストを随時改定しており、17年2月及び10月、18年6月の全体会合においても、リストの改定（17年2月にインドネシア共和国、フィリピン共和国及びクック諸島、17年10月にナウル共和国、18年6月にナイジェリア連邦共和国をリストから削除）を行った。さらに、FATFは、各参加国に対し、上記リストにおいて公表された国・地域のうち、マネー・ローンダリング対策に進展の見られない国・地域との取引については、追加的な対抗措置の発動を要請している。

同リストの公表等を受け、当庁は金融機関等に対し、非協力国・地域の個人・法人

等との取引に特別な注意を払うよう要請している。また、追加的な対抗措置発動を要請されたナウル(13年12月発動)、ウクライナ(14年12月発動)及びミャンマー(15年11月発動)の3カ国・地域との取引について、当庁は金融機関等に対し、取引の相手方の本人確認、資金の源泉、取引目的等の審査を厳格に行い、顧客から収受した資金が犯罪収益である疑いがある場合等には、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届け出ることを要請していたが、FATFの決定に伴い、16年10月までに上記3カ国・地域に対する追加的な対抗措置は解除された。

4．国際的な機関・会議等への対応

国際的なマネー・ロンダリング、テロ資金対策への取り組みとしては、FATFの他にも、アジア・太平洋地域におけるFATF型の地域機関であるAPG(第5部第24章第7節参照)や各国FIUで構成する非公式会合のエグモント・グループ(第5部第24章第8節参照)等がある。当庁は、APGにおいて、共同議長として諸外国との協調関係の構築に務める等、積極的な活動を行った。

5．外国FIUとの情報交換枠組みの設定

今日の金融・経済活動の国際化、グローバル化に伴い、マネー・ロンダリング対策についても国際的な協力が重要性を増している。組織的犯罪処罰法では、金融庁長官は外国FIUに疑わしい取引に関する情報を提供できる旨規定されており、特定金融情報室では疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うための相互協力の枠組みについて主要国のFIUと協議を行ってきたところ、13年6月に英国FIU(NCIS/ECU:国家犯罪情報局経済犯罪部)、15年6月にベルギーFIU(CTIF-CFI:ベルギー金融情報処理機関)、同年12月に韓国FIU(KoFIU:大韓民国金融情報分析院)と、16年7月にシンガポールFIU(STRO:シンガポール金融情報部門)、同年12月に米国FIU(FinCEN:米国金融情報部門)と、18年5月にオーストラリアFIU(AUSTRAC:豪州金融情報部門)、タイFIU(AMLO:タイマネー・ロンダリング局)及び香港FIU(JFIU:香港金融情報部門)と、同年6月にカナダFIU(FinTRAC:カナダ金融情報部門)との間で情報交換取極を締結した。

6．FATF改定勧告への対応

FATFが定めるマネー・ロンダリング、テロ資金対策の基本的な枠組みである「40の勧告」について、変容するマネー・ロンダリングの方法等に対処するため、15年6月に非金融業者・職業的専門家(不動産業者、貴金属商、弁護士、会計士等)に対する同勧告への適用等を盛り込んだ新たな「40の勧告」が策定され、これに関連し、平成19年度に当庁特定金融情報室の機能(FIU)が警察庁に移管される予定となっている。